

別表2

事業内容	特記事項
共通	<p>この要綱でいう森林とは、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林のことをいう。</p> <p>この補助金対象者は、大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないもの）を除く。</p>
1 森林整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 森林整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業規模は、1 施業地の面積が0.1ha 以上とする。            なお、1 施行地とは、接続する区域を原則とし、事業主体が事業申請する際の最低単位とすることができる。</li> <li>(2) 施行地は、小樽市森林整備計画に位置付けされた森林とする。</li> <li>(3) 保育期間、間伐において、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより、本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう)を実施する場合は、育成しようとする樹木の20パーセント</li> <li>(4) 除伐において、不用木の除去のみを実施する場合は、原則として不用木全てを除去する場合に対象とする。</li> <li>(5) 小樽市森林整備計画に基づいて行う保育間伐及び間伐とは、当該計画において間伐として計画されているものに限る。</li> <li>(6) 保育間伐及び間伐の伐採率については、上記(3)に定める下限のほかには上限は特に設けないが、小樽市森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法に留意して間伐を行うものとする。</li> <li>(7) 除伐、保育間伐、間伐の実施にあたっては、過去5年以内に同一施行地において北海道の補助事業による伐採、保育間伐、間伐を実施していない場合に補助対象とする。</li> <li>(8) 保育間伐及び間伐において、気象被害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合については、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共公益性の観点から必要と認められる場合において、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に保育間伐、間伐または更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。            また、保育間伐においては、12 齢級まで実施することができる。</li> <li>(9) 標準単価は、北海道が定める「造林事業標準単価」を準用するものとする。</li> </ul> </li> <li>• その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>除、間伐の実施に伴い、一連作業として行うものを以下とする。</li> <li>(1) 枝打ち、高さは地上おおむね8メートルを上限とする。</li> <li>(2) 下刈り、除伐間伐の作業に伴い実施する、最小限の必要な雑草木の除去とする。</li> </ul> </li> </ul>